

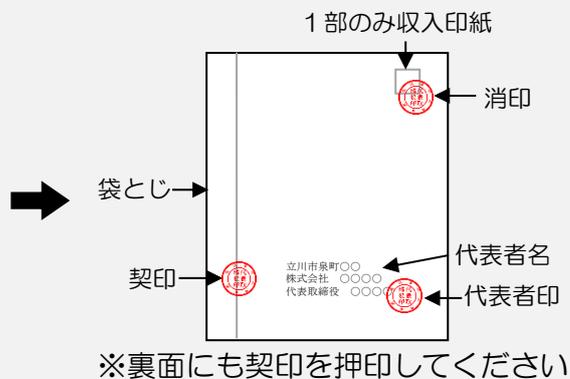
立川市

契約締結関係書類のご案内

<input type="checkbox"/>	工事請負契約書	2部	
<input type="checkbox"/>	契約保証金※	1部	※単価契約及び契約金額 130万円以下の場合には不要
<input type="checkbox"/>	法人都(道府県) 民税 納税証明書	1部	決算手続きが完了している直近の事業年度分(原本) 各年度の初回の契約時のみ
<input type="checkbox"/>	法人市(町村) 民税 納税証明書	1部	
<input type="checkbox"/>	工事着手届書	2部	
<input type="checkbox"/>	工程表※	2部	※単価契約の場合は不要
<input type="checkbox"/>	現場代理人及び主任技術者等 通知書	2部	雇用関係を証明する書類を添付
<input type="checkbox"/>	経歴書	一人につき 2部	資格者証等の写しを添付
<input type="checkbox"/>	下請負届	2部	下請負者がない場合・未定の場合も提出
<input type="checkbox"/>	下請負者一覧表※	2部	※下請負者がない場合・未定の場合には不要
<input type="checkbox"/>	労災保険加入証明願	1部	
<input type="checkbox"/>	返信用レターパック または 切手貼付け済み返信用封筒※	1枚	※必要書類を契約課窓口へ直接持参する場合は不要

工事請負契約書

契約書鑑、約款、リサイクル法に基づく書面（対象の場合のみ）、設計書、回答書（質問があった場合のみ）、図面の順で袋とじのうえ、記名押印してください。



- 契約書2部を袋とじ製本しました
- 契約書の1部にのみ契約金額（税抜き）に応じた収入印紙を貼り付けました
- 代表者名を記名（ゴム印可）し、代表者印を押印しました
- ※契約者が支店長などの代理人の場合は、代理人名と代理人印
- 収入印紙 表面 裏面 に押印しました

契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税額を含む）が130万円を超える工事請負契約を締結するときは、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要です。

- 現金による納付 ※納付書の発行が必要になりますので事前に契約課まで連絡してください。
 - 東日本建設業保証株式会社の保証書の提出（約款含む）
 - 公共工事履行保証証券（履行ボンド）または履行保証保険証券の提出（約款含む）
 - 金融機関（銀行等）の保証書の提出
- ※申込手続き等については、各保証機関へ問い合わせてください。

納税証明書

所在地が市町村→ **法人都(道府県) 民税 納税証明書** と **法人市(町村) 民税 納税証明書**

所在地が東京23区→ **法人都 民税 納税証明書** のみ

法人ではなく個人の場合は、市・都民税の納税証明書（直近のもの）を提出してください。

- 法人都(道府県) 民税の納税証明書を所在地の都(道府県) 税務所で取得しました
- 法人市(町村) 民税の納税証明書を所在地の市(町村) 役所で取得しました
- ※所在地が東京23区の場合は不要
- 証明書の種類に間違いがないか確認しました
- ×法人事業税 ×法人税 ×固定資産税 ×消費税 ×未納あり ×コピー

次の各種様式は立川市ホームページからダウンロードして印刷してください

◇立川市ホームページ > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札関係書式

工事着手届書

工程表

契約書鑑に記載されている件名や日付を参照して記入してください。

工程表の種別欄は具体的に記入のうえ、『青色』で予定表示の記入をしてください。

現場代理人及び主任技術者等通知書

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者等を、
受注者が直接的かつ恒常的な雇用関係にある者の中から選任し、通知書を作成してください。

注意事項

- ☑基準日（入札の場合は告示日、随意契約の場合は見積書提出日）時点において受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

☑雇用関係を証明する書類として以下のいずれかの書類のコピーを2部添付してください。

- 健康保険被保険者証（市区町村発行の国民健康保険被保険者証は除く）
- 住民税特別徴収税額通知書
- 監理技術者資格者証
- 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書

法的な義務がなく、上記の書類が提出できない場合は、契約課にご相談ください。

なお、法的義務が有るにもかかわらず履行しないために提出できない場合は、認められません。

☑契約金額が3,500万円以上の建設工事（建築一式工事は7,000万円以上）の場合、技術者の方は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（建設業法施行令第27条）

☑監理技術者を置く場合は、監理技術者資格者証の表面及び裏面のコピーを2部添付してください。

現場代理人	工事現場に常駐し、現場の取締り及び工事に関する一切の事項を処理します。他の工事の現場代理人を兼ねることはできません。
主任技術者	下記のいずれかに該当する主任技術者を置かなければなりません。（主任技術者と現場代理人は兼任可。） イ. 5年（高卒）／3年（大学・高専卒）以上の実務経験（指定学科卒） ロ. 10年以上の実務経験（上記以外の学歴） ハ. 大臣がイ又はロと同等以上と認定した者〔国家資格者等〕
監理技術者等	特定建設業者が総額4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、下記のいずれかに該当する監理技術者を置かなければなりません。（但し、指定建設業の場合はイ又はハ） イ. 対象工事に応じた、大臣が定める検定試験に合格あるいは免許を取得 ロ. 主任技術者要件に該当し、対象工事で4,500万円以上のもの（元請に限る）に関し2年以上指導監督的な実務経験 ハ. 大臣がイ又はロと同等以上の能力を有すると認定した者

経歴書

現場代理人と主任技術者等が異なる場合は、それぞれの経歴書を2部ずつ提出してください。

注意事項

☑建設業法による主任技術者等の要件を実務経験で取得する場合は、職歴欄にその資格に必要な年数※の実務経験を記入、また仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合は、その実務経験を記入してください。入りきらない場合は別紙に実務経験を記入してください。

※経験年数の算出については、提出された経歴書の内、実務経験と認められる期間を月数換算によって求めます。

例 平成30年4月から平成31年1月まで ○○工事 主任技術者 → 従事期間を「10月分」と計算します。

☑資格欄には、建設業法による主任技術者等については、その資格に必要な資格者証、合格証明書、免許証等を記入、また仕様書等で特に定められた資格がある場合には、その資格を記入し、資格者証等の写しを添付してください。

下請負届

下請負者一覧表

下請負者がいない場合、または契約締結時に未定の場合は、
下請負届の無しに☑を記入のうえ提出してください。
また工期中に新たに下請負契約を締結した際には、
改めて下請負届及び下請負者一覧表を提出してください。

下請契約にあたっての留意事項

- ☑契約金額が 500 万円以上 の下請負業者については、建設業許可の写しを提出してください。
- ☑下請契約時は、必ず契約書（※）を作成してください。
適正な方法によって下請代金の設定・変更を行って、トラブルが起こらないようにしてください。
※契約書は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容を持つものとします。
必要に応じて下請契約書の提出を求めることがありますので、ご承知おきください。
- ☑前払金の支払を受ける場合には、下請負業者へ必要な費用を適切に前払金として支払ってください。
適切な支払いを行わないことは、建設業法違反となります。
また前払金及び下請代金の支払いはできるだけ現金払いにしてください。やむをえず手形払いをする場合でも、手形期間は 120 日以内のできる限り短い期間にしてください。
- ☑一括下請負はもちろん、不必要な重層下請負契約は行わないでください。
下請負業者の倒産や資金繰りの悪化等によって他の下請契約関係者に対して迷惑をかけることのないようにしてください。
- ☑同案件の入札参加者は下請負業者になることは出来ません。

労災保険加入証明願

所轄労働基準監督署で加入確認を受けて提出してください。

立川市契約事務規則第 5 条に基づき契約者決定後 7 日以内に契約を締結し、工事請負契約書第 3 条に基づき契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて工程表を作成・提出していただくことになっています。（労災保険加入確認書は着手後に提出可）
このご案内に定めのない事項については、建設業法・契約書・立川市契約事務規則・立川市建設工事における技術者等配置基準・立川市発注工事における技術者等の配置マニュアル・立川市競争入札参加者心得に拠ります。

提出先 問い合わせ先	〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市 財務部 契約課 工事契約係 行 (契約関係書類在中)	TEL 042-523-2111 内線 2715・2716・2717
---------------	--	---------------------------------------